

第11 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービス費（1日につき）

イ 機能訓練サービス費(I)

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が40人以下 | 639単位 |
| (2) 利用定員が41人以上60人以下 | 608単位 |
| (3) 利用定員が61人以上80人以下 | 583単位 |
| (4) 利用定員が81人以上 | 547単位 |

ロ 機能訓練サービス費(II)

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 所要時間 1 時間未満の場合 | 187単位 |
| (2) 所要時間 1 時間以上の場合 | 280単位 |

ハ 基準該当機能訓練サービス費

639単位

注 1 イについては、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定障害福祉サービス基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の6第1号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ロについては、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、自立訓練（機能訓練）計画（指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練（機能訓練）計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「自立訓練（機能訓練）計画等」という。）に位置付けられた内容の指定自立訓練（機能訓練）等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 ハについては、指定障害福祉サービス基準第163条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が基準該当自立訓練（機能訓練）同条に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う事業所において、基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 イ又はロに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を所定単位数に掛けて得た数を算定する。

- | | |
|--|----------------|
| (1) 利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 | 別に厚生労働大臣が定める割合 |
| (2) 指定自立訓練（機能訓練）等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（機能訓練）計画等が作成されていない場合 | 100分の95 |
| (3) 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等の利用者（指定自立訓練等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。）の平均値が規則第6条の6第1号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 | 100分の95 |

5 利用者が自立訓練（機能訓練）以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、機能訓練サービス費は、算定しない。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が15以上（指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が51以上である場合）にあっては、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を掛けて得た数以上）であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 新事業移行時特別加算

48単位

注 特定旧法指定施設である指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設において、指定自立訓練（機能訓練）又は指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

4 初期加算

30単位

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 食事提供体制加算

42単位

注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者に対して、指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所において、食事の提供を行った場合に、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

第12 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費(I)

- | | |
|---------------------|-------|
| (1) 利用定員が40人以下 | 639単位 |
| (2) 利用定員が41人以上60人以下 | 608単位 |
| (3) 利用定員が61人以上80人以下 | 583単位 |
| (4) 利用定員が81人以上 | 547単位 |

ロ 生活訓練サービス費(II)

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 所要時間 1 時間未満の場合 | 187単位 |
| (2) 所要時間 1 時間以上の場合 | 280単位 |